

事務連絡
平成23年6月1日

各保険医療機関
開設者様

厚生労働省
北海道厚生局医療課長

褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準に規定する
従事者の配置要件について（注意喚起）

標記については、褥瘡管理者として専従の看護師等の配置が要件とされているところですが、

しかしながら、当局の実施する調査等において、「入院基本料通則における褥瘡対策の基準に規定する褥瘡対策チーム専任の看護職員」「褥瘡患者管理加算の施設基準に規定する専任の看護師」と兼任配置している事例が散見されるので、貴病院の人員配置についてご確認願います。

なお、褥瘡管理者の専従配置が出来ない場合にあっては、速やかに施設基準等届出辞退申出書を提出願います。

照会先 北海道厚生局 医療課
TEL：011-796-5105
FAX：011-796-5133